

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年2月15日（平成28年（行情）諮問第141号）

答申日：平成29年4月24日（平成29年度（行情）答申第25号）

事件名：特定事業場に係る相談に基づき是正勧告等の指導を行った記録の不
開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定年月頃に、特定事業場に係る相談がなされ、その件で特定労働基準監督署が是正勧告などの指導を行った記録一件」（以下「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定については、別紙に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、山口労働局長（以下「処分庁」という。）が平成27年9月18日付け山口労発開第4号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書並びに意見書1及び意見書2によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 本審査請求で争う処分（以下、第3においては「本件処分」という。）の理由として、以下の記載があった。

（ア）対象文書には個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名により特定の個人が識別できる情報が含まれており、法5条1号に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、当該情報に係る部分を不開示とした。

（イ）対象文書には、法人に関する情報であって、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報が含まれており、法5条2号イに該当するため、当該情報に係る部分を不開示とした。

（ウ）対象となる文書には開示することにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるものが記載されており、法5条4号に該当するため、当該情報に係る部分を不開示とした。

(エ) 対象となる文書には、開示することによって検査に係る事務という性格を持つ監督指導業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるものが記載されており、法5条6号に該当するため、当該情報を不開示とした。

イ 以下のことから本件処分は妥当ではない。

(ア) 処分庁は、審査請求人の開示請求に対して「是正勧告などの指導を行った記録一件」としてどのような文書が存在するのかを特定して処分を行っておらず、前項に掲げる不開示理由においてもどのような情報が含まれていることをもって各規定を適用しているのかを説明していない。そのため、不開示決定されるべき情報が本件対象文書に記載されているか否かが不明であり、このような処分は不当である。

(イ) 処分庁は、法5条1号に該当して不開示と主張しているが、本件対象文書に記載されている公務員の職名及び職務に関する情報並びにただし書イに該当する個人名は公開されるべきものである。少なくとも本件対象文書の中には公務員に係る情報が含まれているはずであり、法5条1号ただし書イ及びハに該当する。

(ウ) 処分庁は、法5条2号イに該当するため不開示と処分を行っているが、少なくとも特定年月頃特定事業場に係る相談が行われていること、その件で特定労働基準監督署が是正勧告を行ったことは、本件請求に対する決定で処分庁が認めているところである。したがって、本件対象文書について全てが法5条2号イに該当するとはいえず、公になっている事実及びその事実に伴い当然に明らかにされるべき情報については、開示されるべきものである。

(エ) 処分庁は法5条4号に該当するとしているが、どのような情報が該当するものであるのか明らかではない。一般的に是正勧告に係る情報が公になることによって、犯罪捜査上の問題が発生するとはいえず、処分庁の決定は当たらない。

(オ) 処分庁は法5条6号に該当すると決定通知で述べている。しかし、そこにおいては「検査に係る事務という性格を持つ」と本件対象文書の性質を述べており、法5条6号イを適用させているともとれるが、決定通知では法5条6号とのみ記載されている。法5条6号は事務事業の性質に応じた不開示の要件を定めており、その類型に当てはまらないものについては6号柱書きにて判断される規定となっている。そのため、このような不開示理由の説明は、そもそもどのような要件をもって不開示としているのか必ずしも明らかとはいえず、不当な決定である。なお、処分庁の意図しているところが、法5条6号柱書きないし同号イのいずれかであるとして、一部不開示

事由該当性のある情報が含まれている可能性はあるものの、本件対象文書に記載されている情報全てが該当するとはいえず、具体的に法的保護の蓋然性のある情報とそれ以外を区別せずに不開示としたのは、法の解釈運用を誤っている。

ウ 以上のとおり、本件処分は情報公開法の解釈、運用を誤ったものである。よって、その取消しを求めるため、本件審査請求を行った。

(2) 意見書1

ア 諮問庁は理由説明書の中で以下の行政文書（以下「当該文書」という。）の存在を明らかにし、これらを本件対象であると認めた。

- ・ 監督復命書
- ・ 是正勧告書，各種復命書，指導票
- ・ 帳簿書類等の写し
- ・ 是正報告書，添付文書等

イ 諮問庁の不開示情報該当性について、以下の理由からその説明は妥当ではない。

(ア) 法5条1号

理由説明書（2）イ（ア）の「本件対象文書全体が、個人に関する情報」という説明は、誤りである。当該文書には、それぞれの文書の標題や日付、違反した法令、臨検の結果、是正報告の内容などが多く含まれているはずであり、これらは特定の個人を識別することができる情報ではない。したがって、決して当該文書全体が個人に関する情報ではなく、部分開示できる箇所は広範囲に及ぶ。

諮問庁は、理由説明書（2）イ（ア）において「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当する」と説明している。特定の個人を識別することができない情報は、個人に関する情報ではない。また、個人を識別できないのに、何故その個人の権利利益を害するおそれがあるのかが具体的に説明されておらず、この論理は妥当ではない。

(イ) 法5条2号

理由説明書（2）イ（イ）の「これらが公にされた場合には、当該事業場に対する信用を低下させ、取引関係や人材確保等の面において、同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」という説明は、次の点で誤りである。

違法行為を行った事業場の信用が低下することは、社会において極めて当然のことである。その事業場の労働者や取引先、利用者には、その事業場の信用を一つの判断材料として就職したり、取引したり、利用している。また、競争や利益とは、あくまで法律という

ルールを守った上での公平な競争や正当な利益が前提である。したがって当該文書の不開示は、その事業場に関わる全ての人の選択を誤らせ、また同業他社との公平な競争を妨げ、不正な利益を事業場にもたらしかねない。

また当該事業場が特定署から是正勧告を受けた本件事実は、特定年月日に当該事業場の管理職から当該事業場の約700名もの職員に対して説明されている。また、特定署による行政指導を受けた事実が明記された文書（添付資料1）は、当該事業場から当該職員全員へ配布されている。本件は、当該事業場だけではなく、法人本部のある事業場の労働組合も把握している。したがって、本件は既に公になっていることである。

（ウ）法5条1号ロ及び2号

当該事業場の特定職種のほとんどは、夜勤を行う交替制勤務である。特定団体は、交替制勤務者の過労死危険レベルは、月60時間を超える時間外勤務、と定めている（添付資料2）。その根拠は、特定職種の過労死事件の裁判に基づいている。

当該事業場では、交替制勤務で月60時間を超える時間外勤務を行う労働者が少なくない。その詳細は、特定署が当該事業場から収集した電子記録のログイン記録などを参照してもらえば一目瞭然である。本件は長時間労働に関係し、それは労働者の生命や健康に大きく影響を及ぼすことから法5条1号ロ及び2号「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当し、当該文書の公開は妥当である。

（エ）法5条4号及び6号

当該事業場は、特定年月に時間外勤務の手当の未払いで特定署から是正勧告を受けた後も同様の賃金未払いを行っていたため、特定年月に特定署から再度指導を受けている。その他にも、特定年月日付けの是正勧告で持ち帰り残業を黙認しその賃金を支払っていなかったこと、同年特定月日付けの是正勧告で年次有給休暇を与えなかったことで、特定署から指導を受けている。

理由説明書（2）イ（ウ）には、当該文書の公開を行った場合は労働者や特定事業場と特定署の信頼関係が失われ、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法な行為の発見を困難にするおそれ、について説明されている。しかし、当該文書は個人が特定されない範囲内で公開されるため、その公開は、相談を行った労働者と特定署との信頼関係の喪失や、労働者が労働基準監督機関へ相談をためらうこととは関連がない。むしろ、個人が特定されない範囲内で公開されることにより、労働者が労基署に相談に行っても個人情報

明らかにされないことがその文書から客観的に証明される。その結果、労基署への相談をためらわずに行う労働者が増え、労基署は臨検監督指導業務を行うための貴重な情報収集につながる。

理由説明書（２）イ（ウ）の「犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれ」とあるが、上記のとおり当該事業場は違法行為を繰り返しており、当該文書の不開示は犯罪の予防になっていない。むしろ、開示され公になった方が当該事業場に対する社会の目は厳しくなり、当該事業場の自主的改善意欲が高まることによって犯罪の予防に寄与する。

（オ）法６条

理由説明書（２）イ（エ）には「違反の有無が明らかになる」、「当該特定事業場が法令違反を指摘された事実が明らかになり」とあるが、前述のように、当該事業場の約７００名もの特定職種やその労働組合は当該事業場に法令違反があった事実を知っている。また、その法的な守秘義務は誰にもないため、その事実は既に公になっていると見なすべきである。したがって、今更その違反事実の公開について言及する諮問庁の説明は妥当ではない。

ウ 結論

以上のとおり、諮問庁の理由説明書は情報公開法の解釈、運用を誤っている。よって、本件審査請求及び当該文書の開示は妥当である。

（添付資料省略）

（３）意見書２

諮問庁である厚生労働大臣の補充理由説明書（平成２８年（行情）諮問第１４１号）に対する意見書を提出する。その補充理由説明書は、「補充理由説明書の送付及び意見書又は資料の提出について（通知）」（情個審第２３１１号，平成２８年１０月１７日付け）の書面と共に、郵送で受け取った。

本意見書には、添付資料が１点ある。

ア 諮問庁は補充理由説明書の中で、「本件審査請求に関し、理由説明書において法の適用条項を法５条１号，２号イ，４号及び６号イに該当すると説明したところ，このうち同条２号イを同条６号ホに改める」と説明した。

イ 諮問庁の不開示情報妥当性について，以下の理由からその説明は失当である。

（ア）法５条６号ホ

補充理由説明書（２）ア（イ）「これらが公にされた場合には，当該特定事業場に対する信用を低下させ，取引関係や人材確保等の面において，企業経営上の正当な利益を害するおそれがある」とい

う説明は、次の点で誤りである。

違法行為を行った事業場の信用が低下することは、社会において極めて当然のことである。その事業場の労働者や取引先、利用者らは、その事業場の信用を一つの判断材料として就職したり、取引したり、利用している。また、正当な利益とは、あくまで法律というルールを守った上での利益が前提である。したがって該当文書の不開示は、その事業場に関わる全ての人の選択を誤らせ、不正な利益を事業場へもたらしかねない。

特定年月頃、当該特定事業場は労働基準法 37 条 1 項違反で、特定署から是正勧告を受けた。それによって明らかになった過去 5 か月間の未払い賃金の総額は、本意見書添付の特定事業場の内部資料から判断する特定金額 A であったことになる。この額とほぼ同じ金額が、同事業場が同署へ提出した是正報告書に記載されているはずである。

さらに特定年特定月 A 及び特定月 B にも、同事業場は同署から同法同条同項の違反で是正勧告書若しくは指導票により指導を受けている。それらによって明らかになった未払い賃金の総額はそれぞれ、数百万円及び特定金額 B（本意見書添付の特定事業場の内部資料参照）である。これらとほぼ同じの金額も、同事業場が同署へ提出した是正報告書に記載されているはずである。

以上より、上記の 3 度にわたる同署の指摘により明らかになった未払い賃金の総額は、特定金額 C 以上にも達する。これは企業経営上の不正な利益にあたる。仮に過去数十年間に遡れば数十億円もの未払い賃金が判明し、それはすなわち不正な利益に該当する。したがって、開示請求者、審査請求人の求める該当文書の不開示は、今後も同事業場の不正な利益を見過ごすことにつながりかねない。

また当該事業場が特定署から是正勧告を受けた本件事実は、特定年月日に当該事業場の管理職から当該事業場の約 700 名もの職員に対して説明されている。また、特定署による行政指導を受けた事実が明記された文書（添付資料 1 ※）は、当該事業場から当該職員全員へ配布されている。本件は、当該事業場だけではなく、法人本部のある事業場の労働組合も把握している。したがって、本件はすでに公になっていることである。

※ 添付資料 1 は、すでに情報公開・個人情報保護審査会事務局へ提出している。

ウ 結論

以上のとおり、諮問庁の補充理由説明は法の解釈、運用を誤っている。よって、本件審査請求及び該当文書の開示は妥当である。

(添付資料省略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分における法の適用条項を法5条6号から同号イに改めた上で、法5条1号、2号イ、4号及び6号イに基づき不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものと考えらる。

(2) 理由

ア 本件対象文書の特定について

審査請求人は、特定月になされた相談に基づき、特定署が特定事業場に対して行った臨検監督指導の記録一切を求めているものと考えられる。

(ア) 臨検監督指導の際に作成する行政文書

労働基準監督官が臨検監督指導を行ったとき、共通的に作成する行政文書としては、監督結果を労働基準監督署長に復命するための監督復命書があり、さらに事業場に法令違反が認められた場合には、当該違反の是正を求めるために作成する是正勧告書や各種命令書、法令違反ではないものの文書により改善を求める事項がある場合に作成する指導票がある。

なお、是正勧告書、各種命令書、指導票の正本は事業場に交付するものであるため、監督署で保有することとなるのはその控えである。

(イ) 臨検監督指導の際に取得する行政文書

臨検監督指導実施時に、法令の執行状況の確認・証明のために、事業場の協力の下、帳簿書類等の写し等の取得を行うことがある。

また、是正勧告書や各種命令書、指導票を交付した場合は、原則、事業場から是正報告を受けるので、事業場が作成し提出した是正報告書及び是正状況を証明するための添付文書等を取得することがある。

(ウ) 結論

よって、本件においては、特定署が、相談がなされた特定月以降に、当該相談に基づき特定事業場に対して行った臨検監督指導に際して作成、取得した上記ア及びイに掲げる行政文書一切が本件対象文書となる。

当該条件に基づき、特定署において探索を行ったところ、特定年月日に特定事業場に対して行った臨検監督指導の記録が認められたものであり、当該臨検監督指導の記録一切を本件対象文書として特

定した。

イ 不開示情報該当性について

(ア) 法5条1号不開示情報該当性

本件は、事業場名を特定し、相談を端緒とした指導と限定された上でなされた開示請求であることから、本件対象文書を開示することは、労働基準監督機関に対する特定個人からの情報提供の内容を開示することとなる。

このような場合、当該事業場内において情報提供者の探索が行われる等、情報提供者の権利利益を害するおそれがあるため、本件対象文書全体が、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当する。

また、本件対象文書には、特定個人の職、氏名が記載されており、これらは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当する。

したがって、これらの情報は法5条1号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 法5条2号イ不開示情報該当性

本件対象文書には、特定事業場に法違反の事実があること等について特定署に情報提供されたことや、当該特定事業場における労務管理状況等種々の内部管理情報及び特定署から受けた指導内容がありのまま具体的に記述されており、これらが公にされた場合には、当該特定事業場に対する信用を低下させ、取引関係や人材確保等の面において、同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、これらの情報は、法5条2号イの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(ウ) 法5条4号及び6号イ不開示情報該当性

本件対象文書には、特定署がどのような種類の監督を特定事業場に対して行い、どのような指導を行ったのか、また、相談を行った労働者や特定事業場が特定署との信頼関係を前提として誠実に明らかにした事業場の実態に関する情報が記載されており、これらが公にされた場合には、このような信頼関係が失われ、労働者は労働基準監督機関への相談をためらい、労働基準監督機関にとって貴重な情報源が失われ、また、事業場は関係資料の提出等、特定署に対する情報提供に協力的でなくなり、指導に対する自主的改善意欲を低下させるなど、労働基準行政機関が行う事務に関する情報であって、

検査事務という性格を持つ臨検監督指導業務に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法な行為の発見を困難にするおそれがあることから、これらの情報は、法5条6号イの不開示情報に該当する。

さらに、労働関係法令違反の隠蔽を行うなど、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号の不開示情報にも該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(エ) 法6条の部分開示の可否

本件は、事業場名を特定した上でなされた開示請求であり、当該特定事業場に係る行政文書であることが既に明らかとなっていることから、部分開示の余地がないものである。

また、臨検監督指導の際に作成する行政文書については、いずれも固有の様式に情報を記載することによって作成するものであり、是正勧告書（控）や各種命令書（控）は、当該様式部分を開示しただけで違反の有無が明らかになるものである。

よって、様式部分の開示を行った場合、当該特定事業場が法令違反を指摘された事実が明らかになり、また、是正勧告書（控）や各種命令書（控）のみ不開示にしたとしても、不開示とした文書が、法令違反を指摘した文書であることが容易に想定できることから、様式部分についても法5条2号イ、4号及び6号イの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、「どのような文書が存在するのかを特定して処分しておらず、不開示理由においてもどのような情報が含まれていることをもって各規定を適用しているのか説明していない」などと主張するが、本件においては、対象文書の標題を明らかにするだけで、法5条2号イ、4号及び6号イの不開示情報を開示してしまうことから、当該不開示情報を開示しない範囲で原処分を行ったところであり、また、不開示情報該当性については上記イで示したとおりであることから、審査請求人の主張は失当である。

(3) 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

2 補充理由説明書

平成28年2月15日付け厚生労働省発基0215第1号により諮問した平成28年（行情）諮問第141号に係る理由説明書（以下「理由説明書」という。）について、以下のとおり補充・修正して説明する。

(1) 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、理由説明書において法の適用条項を法5条1号、2号イ、4号及び6号イに該当すると説明したところ、このうち同条2号イを同条6号ホに改める。

(2) 理由説明書の修正について

理由説明書の一部を以下のとおり修正する。

ア 理由説明書の「(2)イ 不開示情報該当性について」の(イ)を以下のとおり修正する。

(イ) 法5条6号ホ不開示情報該当性

本件対象行政文書には、特定事業場に法違反の事実があること等について特定署に情報提供されたことや、当該特定事業場における労務管理状況等種々の内部管理情報及び特定署から受けた指導内容がありのまま具体的に記述されており、これらが公にされた場合には、当該特定事業場に対する信用を低下させ、取引関係や人材確保等の面において、企業経営上の正当な利益を害するおそれがある。

したがって、これらの情報は、法第5条6号ホの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 理由説明書の「(2)イ(エ)法6条の部分開示の可否」中「法5条2号イ、4号及び6号イ」を「法5条4号並びに6号イ及びホ」に修正する。

ウ 理由説明書の「(2)ウ 審査請求人の主張について」中「法5条2号イ、4号及び6号イ」を「法5条4号並びに6号イ及びホ」に修正する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|------------------------------------|
| ① | 平成28年2月15日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年3月2日 | 審議 |
| ④ | 同月15日 | 審査請求人から意見書1及び資料を收受 |
| ⑤ | 同年9月8日 | 委員の交代に伴う所要の手続の実施、
本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年10月17日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑦ | 同月24日 | 審査請求人から意見書2及び資料を收受 |
| ⑧ | 平成29年4月20日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「特定年月頃に、特定事業場に係る相談がなされ、その件で特定労働基準監督署が是正勧告などの指導を行った記録一件」であり、処分庁は、その全部について、法5条1号、2号イ、4号及び6号に該当するとして、不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、法5条1号、4号並びに6号イ及びホに該当し、不開示とすることが妥当であるとしているので、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、本件対象文書の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 別紙に掲げる部分について

別紙に掲げる部分のうち、通番1には文書の標題が、通番3には特定事業場の名称等が、通番4には独立行政法人等である特定事業場の代表者や職員の職氏名が、通番5には労働基準監督署の特定職員の職氏名が、通番7には決裁欄が、通番8には収受印が、それぞれ記載されており、通番2は文書の様式であり、通番6は空欄であると認められる。

ア 法5条4号並びに6号イ及びホ該当性について

別紙に掲げる部分は、本件対象文書が特定年月日に特定事業場に対して行った臨検監督指導の記録であることから推認できる内容や、本件開示請求が特定事業場の名称を特定してされたものであることから特定され得る内容やシステムに登録した際に機械的に付与される番号等であると認められる。

これらについては、その情報の性質上、これを公にしても、犯罪の予防、鎮圧その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められず、また、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、さらに、取引関係や人材確保等の面において、独立行政法人等の企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、別紙に掲げる部分は、法5条4号並びに6号イ及びホのいずれにも該当しない。

イ 法5条1号該当性について

(ア) 別紙に掲げる部分には、独立行政法人等である特定事業場の代表者や職員の職氏名や労働基準監督署の特定職員の職氏名及び印影に係る情報が含まれており、これらについては法5条1号本文前段に

該当する。

もっとも、そのうち職に係る情報については、公務員、独立行政法人等の役員及び職員の職であることから、法5条1号ただし書ハに該当する。

また、その氏名に係る情報のうち、独立行政法人等の代表者や職員の氏名については、職員録（独立行政法人国立印刷局編）を確認すれば、当該代表者や当該職員の氏名を特定することができ、さらに、労働基準監督署の特定職員の氏名については、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）にいう公務員の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員の氏名に該当し、かつ、これを公にしたとしても特段の支障の生ずるおそれがあるとは認められないことから、いずれの氏名及び印影についても、審査請求人が慣行として知ることができ、又は知ることが予定されている情報であるとして、法5条1号ただし書イに該当する。

(イ)そして、別紙に掲げる部分については、これを公にしたとしても、諮問庁が上記第3の1(2)イ(ア)で主張するような、労働基準監督機関に情報提供をした特定個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められないから、法5条1号本文後段に該当しない。

(ウ)したがって、別紙に掲げる部分は、法5条1号に該当しない。

ウ 以上より、別紙に掲げる部分については、開示すべきである。

(2) 別紙に掲げる部分以外の部分について

ア ①1頁様式右側の3段目右から1枠目及び3枠目並びに4段目右から3枠目並びに様式左側の5段目左から2枠目、8段目左から3枠目、5枠目、7枠目及び9枠目、13段目左から5枠目並びに14段目左から2枠目の右側2枠目の上段の各欄、②1頁様式左側の19段目ないし25段目の各欄、③2頁ないし4頁並びに④5頁ないし55頁について

当該部分のうち、①には労働基準監督官が特定事業場から聴取した結果得た情報が、②には労働基準監督署の指導事項に係る情報が、③には労働基準監督官が臨検監督を実施したことにより判明した事実や特定事業場への行政措置に係る情報等が、④には特定事業場の内部管理情報等が、それぞれ記載されていることが認められる。

これらを公にすると、取引関係や人材確保等の面において、独立行政法人等の企業経営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号ホに該当し、同条1号、4号及び6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当

である。

イ その余の部分について

その余の部分には、労働基準監督署の調査手法・内容が明らかとなる情報が記載されていると認められる。

これらを公にすると、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当し、同条1号、4号及び6号ホについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条1号、2号イ、4号及び6号に該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が同条1号、4号並びに6号イ及びホに該当することから不開示とすべきとしていることについては、別紙に掲げる部分は、同条1号、4号並びに6号イ及びホのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条6号イ及びホに該当すると認められるので、同条1号及び4号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

通番	通頁	開示すべき部分
1	1	2行目
2		様式部分
3		様式右側の1段目右から1枠目及び3枠目，様式左側の3段目左から2枠目，4段目左から2枠目及び3枠目，9段目ないし11段目左から2枠目並びに13段目左から2枠目及び3枠目の各欄
4		様式左側の12段目左から2枠目名及び最下段左から2枠目の各欄
5		様式左側の14段目左から2枠目並びに様式右側の10段目及び11段目右から1枠目の各欄
6		様式右側の4段目及び5段目右から1枠目，様式左側の14段目左から2枠目の右側2枠目の中下段の各欄
7	5，10，	決裁欄
8	12及び13	收受印